

# ZENKOKU 青税連

1986・10・20

新しい規約理念の実現  
に向けて会員の力を結集しよう

神奈川から京都へ

ヨコハマ大会成功裸に終わる  
会長に小沢岳彦君を再任

No.74

全国青年税理士連盟

東京都渋谷区千駄ヶ谷5-21-12

代々木リビン303号

TEL 03 (354) 4162

発行人 会 長 小沢岳彦 編集人 広報部長 山田俊一

# No.74 CONTENTS 1986.10

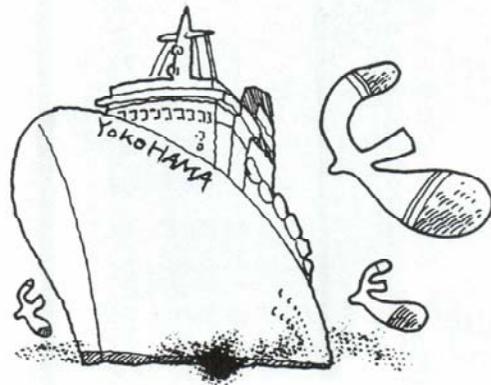
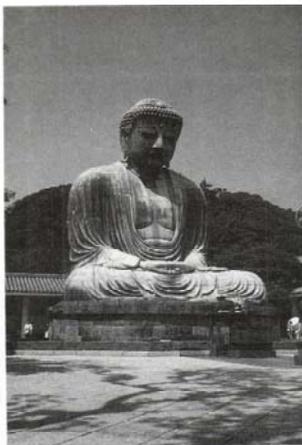
## 全青税ヨコハマ大会終る



港ヨコハマに全国より  
441名が集う  
規約の改正承認

- 第19回定時代議員総会報告…… 3～5
- 新規約…… 6～7
- 会長あいさつ…… 8
- 新部長あいさつ…… 9～12
- 秋季シンポジュームの案内……12
- 分科会報告……13～22
- 全青小史……23

- ヨコハマ大会に参加して
  - ▷会員増加の必要を痛感  
岡山 間嶋昌俊……24
  - ▷人・人・人、車・車・車も、また楽しみ！  
神奈川 山重はるみ……24～25
- 編集後記……25
- ヨコハマ大会スナップ集……26



# 第19回定時代議員総会報告

## ——会長に小沢岳彦君を再任——

全国青年税理士連盟第19回定時代議員総会は、昭和61年7月27日、神奈川県横浜市のホテル、ホリデイ・イン横浜において、全国から多数の代議員が出席して午後3時、神奈川県青税の尾崎一郎君の司会で開会された。

まず全青税の長谷川博副会長（神奈川県）が開会の言葉を述べ、続いて議長団の選任が司会者より議場に諮られ、司会者一任の声により、東京青税の徳重寛之君、名古屋青税の石川光男君、近畿青税の林達三君が選ばれた。ここでマイクは司会者から議長団に渡され、議長団の紹介と、代表して徳重寛之君があいさつし、出席代議員に議事進行についてのお願いがあり、又この総会が規約第12条により出席代議員の過半数をもって議決される旨の説明があった。そして議長団より、書記には

答弁に立った新国総務部長は、全青税としては会員の政治活動についてその是非を論じ、それを妨害したり、又は推薦したりする立場にはなく、それは政党のいかに問わず守られるべきものであり今後もこの立場で対応することになると思われる旨、発言した。



活動報告をする小沢会長

その他には質問もなく、一号・二号議案はそれぞれ可決された。

続いて第三号議案（規約改正）に入り、新国総務部長は、改正の趣旨、提案までの審議の経過、主な改正点について詳細に説明し、審議に入った。

まず近畿青税の谷本会員が、賛成の立場にたった意見表明があり、特に前文で憲法理念を入れたことや「…全国の税理士の英知と力…」というところは、青年税理士と限定しなかった点に賛意を表明した。また東京青税の福重会員は、改正案第3条の会員の資格についての規定の仕方、会長の役員指名権などについて意見が出され、これに対しては加藤義幸全青税運営検討委員会委員長が答弁に立ち、第3条については特に現状を大きく変更するものではなく、代議員総会を総会に変更することにともなう整合性確保のうえで規定したも



議事進行！の議長団

東京青税の白坂博行君、近畿青税の植田卓君の両名を、また議事録署名人には埼玉青税の梅田隆志君、神奈川県青税の益子良一君の両名がそれぞれ指名され議事に入った。

議長より第一号議案と第二号議案を一括審議したい旨の提案があり議場がこれを承認すると、第一号議案（事業報告）の冒頭で小沢岳彦会長が、商法問題を中心にとりくんできたこの一年間の活動の概況を報告し、補足説明に新国信総務部長が立ち、また第二号議案（決算報告）を植木寿壹経理部長が、監査報告を監事の横浜英紀君がそれぞれ報告した。

続いて質疑に入り、名古屋青税の宮崎会員から西川進前全青税会長の参院選立候補に関して、全青税としてどう対応し、また今後どう対応するのかについて質問があった。



規約改正についての貴重な意見表明

ので同時に全青税と会員の間を近づけたい希望も含んだものである旨、また会長の役員指名権についても現状の各単位青税からの推薦を土台におく限り、乱用の危険性はないとの答弁があり、第4条の事務局所在地を正式名称にすることの福重会員の意見を入れて圧倒的賛成で可決承認された。

ここでマイクが司会に戻され、来賓として出席された全国青年司法書士連絡協議会（全青司）細田長司会長の挨拶をうけ、同時に青年法律家協会 梓沢和幸議長も紹介された。



#### 続投会長を支える新執行部

再びマイクが議長団に渡され、第四号議案（役員改選）に入り、会長等推薦審議委員会の稲葉恭治委員長が、委員会の審議の経過を説明し、推選名簿を発表した。委員長は、特に今回の役員推薦につき留意したことは、商法問題を全力でとりくめる執行部づくりであったことが強調された。発表された名簿は、満場一致で承認された。

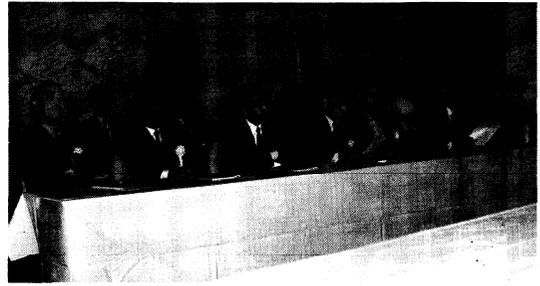
つづいて、会長に再任された小沢岳彦君が商法問題をはじめ山積している諸課題に全力を挙げて取り組むつもりであるとの力強い決意が表明されまた、新役員が紹介され、満場から激励の拍手が送られた。

続いて、第五号議案（事業計画）、第六号議案（予算）を一括審議したい旨の議長からの提案が議場で承認されると、事業計画を新国信総務部長が、予算を松葉美則経理部長が議案書にもとずいて説明・提案した。

続いて審議に入り、近畿青税の岸本会員から組織の現状と拡大への取組み、「基本要綱」を知らない会員が増えていること等に対応したとりくみを期待する旨の意見表明があり、新国信総務部長が答弁。

近畿青税の国岡会員から、商法・大型間接税問題について質疑があり、小池副会長が答弁。

近畿青税の堤会員から商法問題について全青税



#### 討議をみまもる来賓の方々

のリーダーシップを期待する旨の発言があり、小沢会長が答弁。この後、五・六号議案とも可決承認された。

ここで司会へマイクを戻し、以下の国会議員の諸先生から祝辞をいただいた。

千葉景子先生（参・社会）、穂山篤先生（参・社会）、中路雅弘先生（衆・共産）、伊藤茂先生（衆・社会）、鈴木恒夫先生（衆・新自ク）、杉元恒雄先生（参・自民）、なお河野洋平先生（衆・新自ク）は時間の都合により挨拶せずに帰られた。

三たびマイクは議長団に戻され、第七号議案（大会宣言）が神奈川青税の藤庭達雄会員によって提案され満場の拍手で採択された。

つづいて、午前中の理事会で検討され急拠提案することとなった、商法問題についての大会特別宣言が、近畿青税の国岡清会員から提案され、これも満場の拍手で採択され、すべての議案の審議が終了した（5時30分）。

このあと来賓の紹介と挨拶があり、次の方々に祝辞をいただいた。東京地方税理士会・白井恒夫会長、東京税理士会・服部徹義会長。

最後に大谷吉夫全青税副会長（近畿）が閉会のあいさつを述べ、来年の記念すべき第20回京都大会での再会を約して総会は無事終了した。

総会に出席していただいた来賓は以下の通り。（総会で挨拶をいただいた諸先生を除く。順不同



役員推薦審議委員長の報告

敬称略)

岡崎正光 (横浜市会議員)、田中英明 (神奈川県会  
々長)、小沢重治 (東京地方会副会長)、藤沢公一 (横  
浜中央支部長)、浦上清次 (東京地方会税政連会長)、  
稲垣米之 (同幹事長)、岡本敏郎 (神奈川県税政連  
会長)、佐藤喜市 (同幹事長)、金坂昇 (東京地方会

協同組合理事長)、増田昌弘 (専税協議会々長)、小  
仲井博子 (全国婦税連高野信子会長の代理)、栗山  
はまの (同顧問)、関本秀治 (税経新人会全国協議  
会理事長)、北野弘久 (日本大学教授)、古川久夫 (横  
浜青司協会長)。

## 大 会 宣 言

全国の青年税理士の組織である我々は、税理士会の本流であり良心であるという自負のもとに、  
税制・税務行政のあり方はもとより、国民生活や中小企業と税理士制度に影響のある動向に対して  
平和の希求・基本的人権の尊重・主権在民をうたう我が国憲法に則して不断に追求していく。

本日、全国から「ミナト・ヨコハマ」に結集した全国青年税理士連盟は、第19回定時代議員総会  
の名において、次のとおり宣言する。

1. 中小企業の切り捨てと、税理士制度の変質をもたらす商法改悪に断固反対しよう。
1. 国民生活と中小企業経営を圧迫し、租税制度と税理士制度を根底から揺がす大型間接税の導入  
を断固阻止しよう。
1. 大企業・高額所得者を減税し、そのしわ寄せを弱者に押し付けようとする欺まんの税制改革に  
反対しよう。
1. 税務行政の強権化に反対するとともに、申告納税制度を守り、憲法の理念にそった税務行政上  
の適正手続きを確立させるために運動を強めよう。
1. 憲法の理念を掲げる「基本要綱」にそった国民のための税理士制度の確立をめざし、新たな税  
理士法改正運動を展開しよう。
1. 権力を背景にした国税幹部職員の不当な天下りを糾弾しよう。
1. 日税連の会務運営を民主化させるために、規約ならびに機構の改革を求めて活動しよう。

以上の目的を達成するため、我々全国青年税理士連盟は、さらに活発な日常活動を行い、組織を  
拡大・強化するため奮闘する。

1986年7月27日

全国青年税理士連盟 ヨコハマ大会

## 大 会 特 別 宣 言

我々青年税理士は、中小企業の成長と発展を願い、中小会社の実態に則した業務運営の簡素・合  
理化につながる商法改正を求めてきた。

しかるに、本年5月15日に法務省が公表した「商法・有限会社法改正試案」は、最低資本金制度  
の導入及び引き上げによる小会社の切り捨て、また、登記所における計算書類の公開と取締役等の  
責任強化などにより、中小会社に過重な負担を押しつけている。

さらには、会計調査人制度の導入は、納税者の代理人制度である税理士制度を変質させ、ひいて  
は国民主権の税法的表現である申告納税制度を崩壊させるものといわざるを得ない。

我々青年税理士は、「商法・有限会社法改正試案」が中小企業の成長と発展をさまたげるもの  
であることを訴え、商法改悪に反対し、行動することを宣言する。

1986年7月27日

全国青年税理士連盟 ヨコハマ大会

# 改正された規約理念の実現に向けて

——ヨコハマ大会で承認された規約等の全文は以下のとおり——

## (1) 全国青年税理士連盟規約

(総会で決定すべき事項)

### 規約前文

私たちは、国民主権・基本的人権・恒久平和を基盤とした憲法に定められた租税法主義の理念に則り、納税者の権利擁護をめざす。

また、租税法を中心とした専門諸分野に精通するとともに、科学的にかつ独立、自律の精神に立脚して誠実に業務を遂行し、さらには自らの豊かな人間性を育みながら真に国民の信頼が得られる税理士となるべく、最善の努力をつくす。

この崇高な理念をたえまなく追求することによって、国民のための税理士制度が確立されるものと信じ、ここに全国の税理士の英知と力を結集する。

(名 称)

第1条 本会は、全国青年税理士連盟と称する。

(目 的)

第2条 本会は、次の目的達成のために、会員相互の研鑽、親睦並びに交流を行なう。

1. 国民のための税理士制度の確立
2. 国民のための租税制度の改善
3. 会員の業務に有益な税法、会計、経営等に関する研究活動

(会 員)

第3条 本会は、全国の青年税理士の団体（以下単位青税という）の構成員及び個人をもって組織する。

- ②本会への加入については、理事会の承認を必要とする。但し、単位青税については、団体ごとに承認を必要とする。

(事務局)

第4条 本会の事務局は、東京都渋谷区千駄ヶ谷5丁目21番12号におく。

(総会の招集)

第5条 会長は、毎事業年度終了後3月以内に定時総会を招集する。

- ②会長は、必要があると認めるときは臨時総会を招集することができる。
- ③会長は、会員の10分の1以上の者が、会議の目的たる事項を示して請求したときは、臨時総会を招集しなければならない。

第6条 総会は、次の事項を決定する。

1. 事業報告、収支決算書、貸借対照表及び財産目録の承認
2. 事業計画案及び収支予算案の承認
3. 役員の選任
4. 規約・規則の改廃
5. この規約において総会の議決又は承認を要することとされている事項
6. 理事会において必要と認められた事項
7. 総会において緊急を要するとされた事項

(議 長)

第7条 総会の議長は、その総会において選任する。

(議 決)

第8条 総会の議決は、出席会員の過半数をもって決するものとし、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(役 員)

第9条 本会に次の役員をおく。

- |          |        |
|----------|--------|
| 1. 会 長   | 1名     |
| 2. 副 会 長 | 若干名    |
| 3. 理 事   | 100名以内 |
| 4. 会計監事  | 5名以内   |

(役員を選任)

第10条 役員は、定時総会において選任する。

- ②役員を選任に関し必要な事項は、規則で定める。

(会長及び副会長)

第11条 会長は、本会を代表し会務を統括する。

- ②副会長は会長を補佐し、会長事故あるときは副会長の互選により会長の職務を行なう者を定める。

(理 事)

第12条 理事は、理事会の構成員として、会務の執行に参画する。

(会計監事)

第13条 会計監事は、会計を監査し定時総会に報告する。

(役員任期)

第14条 本会の役員任期は、定時総会の終了のときから翌期定時総会の終了のときまでとし再任を妨げない。

(理事会)

第15条 理事会は、会長、副会長、各単位青税の代表及び理事をもって構成する。

②理事会は、次の事項を決定する。

- 1. 総会に提出すべき議案
- 2. 会務の執行に関する事項

③理事会の議事は、出席者の過半数をもって決する。

(常務理事会)

第16条 常務理事会は、会長、副会長、部長、各単位青税の代表及び理事の内から会長が指名した者をもって構成する。

②常務理事会は、理事会から委任された事項及び緊急を要する事項を決する。

③前項の議事は、理事会の承認を得なければならぬ。

④常務理事会の議事は、出席者の過半数をもって決する。

(委任状の禁止)

第17条 本会は委任状による出席を認めない。

(各部の設置)

第18条 本会の会務を執行するために、総務、経理、研究、広報、組織、厚生、及び法対策の各部を設ける。

②各部には、部長1名、副部長若干名及び部員をおく。

③部長は、副会長又は理事のなかから会長が指名する。

(委員会の設置)

第19条 本会は、理事会の決議により委員会を設けることができる。

②委員会には、委員長1名、副委員長若干名及び委員をおく。

③委員長は、副会長又は理事のなかから会長が指名する。

(事業年度)

第20条 本会の事業年度は、毎年6月1日から翌年5月31日までとする。

(会費)

第21条 本会の会費は、年額5,400円とする。但

し、中途入会者は、月割計算による。

(規約等の改正)

第22条 本会の規約及び規則の改正については、理事会が発議し総会の議を経て行なう。

(付則)

本規約は、昭和61年7月28日より施行する。

(2) 全国青年税理士連盟役員選任規則

(制定根拠)

第1条 この規則は、規約第10条第2項の規定により定める。

(会長等推薦審議会の設置)

第2条 本会に、役員を選任に関する事務を行なうために会長等推薦審議会(以下審議会という)をおく。

(審議会の構成)

第3条 審議会は、各単位青税より各1名選任の委員により構成する。

②委員は、互選により委員長1名を選任する。

(委員任期)

第4条 委員の任期は、選任されたときから、定時総会終了のときまでとする。

(会長、副会長候補者の選任方法)

第5条 会長立候補者は、審議会に届け出なければならない。

②審議会は、会長候補者を選任する。

③副会長の選任については、前2項を準用する。

(理事、会計監事候補者の選任方法)

第6条 理事候補者の選任方法は次のとおりとする。

1. 各単位青税がその構成員の中から選任する。

2. 審議会が個人加入会員の中から選任する。

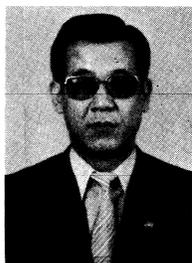
②会計監事の候補者の選任方法は前条を準用する。

(付則)

本規則は、昭和61年7月28日より施行する。

◇ ◇ ◇

◇ ◇ ◇ ◇



会 長 あ い さ つ

# 新規約の理念実現をめざして 全国の青年税理士の英知と力を 結集しよう!

全国青年税理士連盟 会長 小 沢 岳 彦

さる7月27日に横浜でおこなわれました第19回定時代議員総会で会長に留任することになりました。新役員とともに、商法問題、間接税問題等総会で決定しました事業計画を実行していきたいと思っておりますので、各単位青税と会員の皆様のあたたかい御協力と御指導を御願い申し上げます。

さて、多くの先輩が築きあげてきました伝統ある全青税も来年の7月には記念すべき第20回総会を迎えることになりました。この輝かしい歴史的な節目を新しい規約の下で迎えたいと、2年前から全青税運営検討委員会を設置し、検討してきた結果の全青税規約改正が第19回定時代議員総会で承認されました。規約は前文に青税活動の基本的な理念が「私たちは、国民主権・基本的人権・恒久平和を基盤とした憲法に定められた租税法律主義の理念に則り、納税者の権利擁護をめざす。また、租税法を中心とした専門諸分野に精通するとともに、科学的かつ独立、自律の精神に立脚して誠実に業務を遂行し、さらには自らの豊かな人間性を育みながら真に国民の信頼が得られる税理士となるべく、最善の努力をつくす。この崇高な理念をたえまなく追求することによって、国民のための税理士制度が確立されるものと信じ、ここに全国の税理士の英知と力を結集する。」と表現されています。この規約前文の理念に一步でも近づくように努力していきたいと思っております。

本年度も、ひき続き「商法改正」が大きな問題であります。法務省が公表した「商法・有限会社法改正試案」の意見の回答期限が本年の11月15日であり、日税連も意見回答にむけて、各税理士会に意見を求めています。単位税理士会の中には、いままで「会計調査人」制度について「全面的賛成」でリードしてきた単位会が、反対意見を聞くようになった等の動きもありますが、日税連は依然として身勝手な職域論と、法務省への追従の姿勢といえます。特に「会計調査人による調査」制

度は議論が深まるにつれ、「限定監査」なるものの矛盾、調査人の責任のあり方、調査人となる税理士の選別等について、日税連が示してきた方向とは違う結果が示されており、日税連の姿勢を強く批判しなければなりません。

このたびの商法「改正」は、全青税が早くから指摘してきたように、中小会社の切り捨てと規制強化にあることはあきらかになってきました。過去の商法改悪反対運動の経験に学び、中小企業とともに、法制化を阻止しなければなりません。

また、最近には税に対する国民的関心が強まる中で、マスコミを利用した「不公平感」の増長を背景にした税制改革が行われています。そのような状況の中で行われた7月の衆参同日選挙期間中に自民党・中曽根首相は「国民が反対するような大型間接税はやらない」と公約しました。しかし、選挙後に開かれた政府の税制調査会では、「新しいタイプの間接税」として3類型4方式について報告があったといわれています。

我が国の税制は「シャープ勧告」によって直接税中心の民主的租税制度を確立してきた。その直接税中心の税制が「不公平」であるという論にはどうも賛成することはできない。アメリカのレーガン税制改革と呼ばれる大胆な改革の基礎になっている、ドナルド・リーガン財務長官からレーガン大統領あてに提出された「財務省報告」は膨大な資料によってアメリカの税制改革を提案している。我が国においても、大蔵省はそのような資料を国民の前に提供し、税制改革論議を進めるべきであります。

我われ税理士は税の専門家として、大型間接税の国民生活への影響、中小企業の経営に対する影響を考えなければなりません。



# 新 部 長 あ い さ つ



## 再び総務の 役割に徹して

総務部長  
新 国 信

前年に引続き総務部長に再任されました東京青税の新国信でございます。

まず前年度には不慣れもあって会員のみな様にご迷惑をおかけいたしましたことを会報を通じておわび申し上げます。

今年度は前年よりは余裕をもって総務らしくふるまえると思っていますので、よろしく願い申し上げます。

それにしても商法問題、税制改革問題など大きな課題がたくさんあるこの時期に、2年続けて総務を担当するのも何かの縁かと思えます。小沢会長を機関車にして、諸搬の情勢に遅れることなくまた方向を見失うことなく前進できるよう、全青税の潤滑油としての役割に徹してゆきたいと思えます。

来年の京都大会は、20回記念大会として盛大に成功させるべく地元近畿青税の皆さんを中心に準備いただいておりますが、この成功も執行部の重要課題ですので、各部・各単位青税との連絡調整を活発にしてとりくみたいと思えます。

〒164

中野区東中野4-2-10  
湖東 京至 事務所内  
T E L 03-364-5671  
F A X 03-364-5670



## 研究部長就任 にあたって

研究部長  
齋 藤 俊 介

名前だけの法対策部長を無事？終えて、やれやれと思ったのもつかの間、今度は研究部長をと言われ、これが最後とかたく心に誓い引き受けることにしました。

シンポジウムのあり方について、論議されている時でもあり、又京都で予定されている20周年記念大会を控えている時期でもあり、どの様にしたら任務を果せるのか、とまどいを感じています。

円高不況、中小企業いじめの税制、そして商法改悪、流通業界、建設業界等々の大資本による中小企業分野への進出そして系列化等、私たち税理士の生活の糧である中小業界の環境は悪化する一方である。私たち税理士にとっても、新規開業、得意先の開拓等が非常に困難な状況となっております。この様な時だからこそ、全国の仲間の研究成果をシンポジウム等で発表し、私たちの事務所経営の武器としなければなりません。

これから一年間どれだけお役に立てるか分かりませんが、研究活動、シンポジウムの運営等について、前記の目標のもと全国の仲間と共にがんばってみようと思っています。

御協力の程よろしく申し上げます。

〒273-01

千葉県鎌ヶ谷市東道野辺5-10-35  
T E L 0474-44-6747

# 新 部 長 あ い さ つ



## 全青税の成人式 には「京都」へ

厚生部長

関 沢 激



## 活力のある 組織をめざして

組織部長

永 田 文 康

定年を前にしてあと一年と思っている矢先に、近畿青税の幹事会で突如私に全青税の部長にどの要請、しかも部署は厚生部。これには即答できなかった。それは、全青税という土俵の広さもさることながら、全青税に於いて厚生部が必要なのか否か、しかも酒を少々飲む位しか趣味のない私が厚生部とは、等々が交差したからであります。相当期間堅固な態度をとっていたのですが、外堀から着々と埋られ、結局断われなく追いつめられて、受けざるを得なくさせられてしまいました。

さて引受けてはみたものの次回の全国大会、さてどうしよう！ スタッフが決定し、京都市文教課の協力も仰ぎ、会場となるホテルでは現在受けている予約客を他のホテルへ移譲してまでの全館借切、しかもホテルの担当者がヨコハマ大会を視察してくれる程の熱の入れよう。と準備体勢は整い、一応スタート致しました。ここまでくれば、もはやこの大役を引く訳にはいかなくなりました。

それなれば、大々的にPRをさせていただきます。

次回の全青税定期総会は62年7月25日から26日、第1回開催の地でもある建都1200年の古都「京都」で開催致します。会場のホテルは東山の一角、後白河天皇の別邸跡地を利用した「京都パークホテル」、この会場の裏には後白河天皇陵と養源院、西隣は三十三間堂、向いは国立京都博物館、東隣には智積院、妙法院、更に歩いて約10分位で清水寺から智恩院に至る東山散策コース、と正に「京都の中の京都」の会場を設営致しました。

来年の全国大会には、日本のふるさと京都へ

どうぞ、おこしやす。

第19回定期代議員総会（横浜大会）にて、組織部長に選ばれました永田でございます。全青税の部長として私なりに精一杯がんばる所存ですのでどうかよろしくお願いいたします。

さて、今年は青税の全国組織結成以来20年目と言う事で、来年の第20回大会に向けて活力のある活動と組織の充実を目指して次の点に重点を置いた活動をして行きたいと思っております。まず第一は、パンフ「全青税ガイド」の作成により対外的に青税のアピールやPRを図り、青税未入会の地域の単位連盟に、また単位連盟が結成されていない地域は個人会員として入会していただく様、着実に組織拡大を進めて行きたいと思っております。

第二は、内部の拡充であります。各単位青税の活動、情報の交換を密に図り、①税理士法の見直し ②商法改正試案問題 ③大型間接税等の税制改革の見直し ④税務行政の適正手続の整備等、数多くの諸問題を各部活動を通じて行ないたいと存じます。

さて、税理士業界を取りまく経済的、社会的環境は年々厳しさを増しております。この状況において、我々青税会員がやらねばならぬことは何か？

税理士業務の発展のために、会員相互の親睦を深め、お互いのノウハウ、その他の種々の情報交換を行ないつつ組織拡大・拡充をはかって行きたいと思っておりますので皆様のご協力をお願い申し上げます。

〒500 岐阜市加納城南通り2丁目11番地

T E L 0582-73-1511

〒603 京都市北区紫野東御所田町32番地

T E L 075-451-8501

# 新 部 長 あ い さ つ



## 法対策部長 就任にあたって

法対策部長

長谷部 健 一

齊藤俊介前部長の後を受けて、法対策部長に就任した長谷部です。時あたかも第三次商法改正の真最中に、千葉という田舎（失礼）から埼玉という片田舎に法対策部長の座が移ったのは、一体どうしたことかいな？と大いに頭を悩ませました。

よく考えてみますると、埼玉と言いましても、南部は東京と接しておりますし、「地方の時代」と言われるようになってから久しいし、私自身も頭はあまり良い方ではないが、図々しさだけは人後に落ちないという風評も立っているとのことだし……。結局種々様々な要素が混じりあったところで私にお鉢が回って来た、というところで自身を納得させるべく鋭意努力している次第です。

商法問題あり、新型間接税という妖怪あり、税制改革問題あり、税務行政上の問題ありという難問が山積している状態の中で、埼玉県の一税理士に過ぎない私は、広辞苑をハジから1ページもとばさずに全部読めと命令されたかの様な重圧を感じております。しかし上述の問題はすべて「国民のための税理士制度の確立」を目差す我々にとって避けては通れないものであり、我々の将来に渡る職業基盤を確保する観点からも重要な問題点といえます。

全国の青税の仲間の協力を得て法対策部長として精一杯頑張りたいと思っていますので、この一年間よろしくお願い致します。



## 活動の裏方的 機能として

経理部長

松 葉 美 則

この度の第19回定時代議員総会において経理部長に選任されました東京青税の松葉です。東京青税ではかれこれ10年近く活動してまいりましたが、全国青税の執行部は初めてであり、経理部長という肩書にとらわれないで一会員として勉強していきたいと思っています。

さて、私達税理士をとりまく状況はここ数年非常に厳しいものになってきています。この厳しい状況の中でさらに商法改悪により、税理士を崖からつき落そうとしています。ライオンは自分の子供を強くする為崖からつき落とし、鍛えたと言われています。しかし私達税理士は一度崖からつき落されれば法という重い鉄の天井によって絶対にはい上がることのできないフタをされてしまいます。万が一はい上ることができたとしても、税務署の下請化という服従が待っています。

又、政府は戦後政治の総決算の一環として、大型・新型間接税の導入を図るべく、着々と地固めをしています。

私達青年税理士はこうした状況を打破すべく活動していかなければなりません。こうした活動を少しでもスムーズに行なえるよう経理面で頑張っていきたいと思っています。

収入面では各単位青税・各会員の、支出面では各部における予算執行上の絶大なる御協力をお願いする次第です。

〒340 埼玉県草加市住吉1丁目4番9号

T E L 0489-24-9244

〒165 東京都中野区沼袋1丁目8番1号

T E L 03-387-3451

# 新 部 長 あ い さ つ



## 全国からたくさん の意見・情報を

広報部長

山 田 俊 一

前年に引き続いて神奈川青税から広報部長をとの  
声により、部長の任に私があたることになりました。  
全国青税の広報という性格上、きめ細い発行回数  
の実現は十分にできませんが、全国各地の会員に  
日本全国規模でのユニークな情報を伝達したいと  
企画しております。前期においては表紙と目次が  
一新されてイメージチェンジに成功しましたが、  
さらに充実させるために、執行部における

活動報告、研究活動成果の発表等は当然のことと  
して、20年を迎えた全国青税とは何か、全国各地  
の会員はいかにあるかの面も取り上げていきたい  
と考えております。

私達、青年税理士は規約の理念の実現に向けて  
活動を起すべきであり、その一助として広報は是  
非に利用されたく、主張、報告、発表と大いなる  
投稿をお願いするものです。私自身も、原稿締切  
の遅刻常習者であります。任期中は遠慮無く各  
会員に原稿！、原稿！ときびしく迫る所存であり  
ますので、会員各位の御協力と御支援を重ねてお  
願い申し上げます。

〒220 横浜市西区北幸2-9-40-704

TEL 045-322-1887

### 秋 季 シ ン ポ ジ ュ ー ム

## 岡山で燃やそう、研究、商法の火を！

研究部、実行委員会

下記要領にて秋季シンポジウムを開催いたし  
ます。来年の20周年記念京都大会の前夜祭として  
全国の友と岡山で研究、商法の火を燃やそうでは  
ありませんか！ 多数の会員の御参加をお願い申  
し上げます。

第2分科会

税理士業務に必要な社会保険等の知識  
顧問先のニーズに答えて大いに活用し  
よう。

名古屋青年税理士連盟

第3分科会

大型間接税を切る  
今なぜ財政改革なのか  
全国青年税理士連盟法対策部

- ② 全体会 (午後3時40分～4時30分)  
商法問題について現状と経過報告
- ③ 懇親会 (午後4時40分～6時30分)  
東京圏より日帰り可能です。

### 《あなたの参加で商法改悪阻止》

- 商法反対総決起集会  
10月23日(木) 午後1時  
衆議院第二議員会館第一会議室
- 日税連理事会傍聴集会  
11月4日(火) 時刻、場所は未定

### 開 催 要 領

日 時 昭和61年11月22日(土)  
午後0時から午後6時30分  
場 所 ホテルニューオカヤマ  
岡山市駅前町1-1-25  
岡山駅より徒歩3分  
TEL 0862-23-8211

参加費 8,000円

テーマ 岡山で燃やそう、研究、商法の火を  
プログラム

① 分科会 (午後0時30分～3時30分)

第1分科会

質問検査権……事前通知がないときの  
対策を中心に。

東京青年税理士連盟

## 分 科 会 報 告

第 一  
分 科 会

## 生前相続税対策“虎の巻”パートⅡ

## 近畿青年税理士連盟

私達近畿青税がシンポジウムのテーマとして「生前相続税対策」を取り上げるのは、昨年の全青税秋季シンポジウム岐阜大会について2度目です。前回においては生前相続税対策の具体例として、Ⅰ相続税・贈与税の節税比較表、Ⅱ不動産の評価、Ⅲ法人を利用して一特に不動産所有会社・不動産管理会社一について研究報告したのですが、選択したテーマが皆さんの興味を非常にそそったようで、会場は満杯となり、又報告後の質疑応答もとても活発であったように記憶しています。したがって今回“虎の巻パートⅡ”をテーマに研究報告をするに当たって非常なプレッシャーとなったことは確かです。

4月に研究報告の依頼を受けてから早速人選に入ったわけですが、私達近畿青税兵庫県支部の研究部から優秀な人材（実際は研究部長の私からの依頼を断りきれない気のいい我が同志）3人をピックアップしてすぐに3～4回の勉強会をもちました。そして何とか6月中旬の原稿締切までにレジメの作成が完了しました。これで一安心！とはいかない。まだまだ本番があるぞ！

さて今回のテーマ「生前相続税対策“虎の巻”パートⅡ」ですが、次の3項目に別けてレジメをまとめ上げました。Ⅰ民法を利用して（岡田忠夫会員）、Ⅱ負担付贈与（池田篤史会員）、Ⅲ生命保険を利用して（津崎淑幸会員）以上がその内容です。

ところでこの6月から7月にかけて、偶然にも養子縁組あるいは負担付贈与に関する記事が、新聞あるいは雑誌等の紙面誌上をにぎわせていました。政府税制調査会による相続税の見直し（課税最低限の引き上げ、最高税率の引き下げ等については異存のないところですが、配偶者への相続税の特例措置、あるいは養子縁組制度の見直し等については由々しき問題です）又負担付贈与に関する税務当局の対応（負担付贈与の不完全債務事実、負担付贈与の過熱ムードに危機感）。これらの記事は養子縁組とか負担付贈与をテーマにこれから研究報告しようという私達の出鼻を少なからずくじいた感がなきにしもあらずでしたが、逆に考えれ

ば生前相続税対策の手法としてはそれだけ有効な手段であることを立証しているようなものであり、かえって私達は意を強くしました。

以上のような経緯の後私達は当日の分科会において「生前相続税対策“虎の巻”パートⅡ」をテーマに研究報告をしたわけですが、当初2時間30分の予定でレジメを作成していたのですが、当日のシンポジウムの時間が15分短縮され、おまけに開始時刻が10分程度遅れてしまったので予定していた最後の30分間の質疑応答時間がなくなってしまいました。今回私達が選んだテーマは最近注目を浴びている手法であると同時に問題も多く含んでいるようなので、時間の余裕があれば活発な質問なり意見があったのではなかろうかと多少残念な気もしました。

以下Ⅰ～Ⅲまでについての内容を簡単に報告しておきます。

## Ⅰ 民法を利用して

民法を利用した相続税対策としては、遺贈と養子縁組が主なものとなります。まず遺贈ですが、相続人以外の者に対する遺贈とか法人に対する債務免除とかは、遺言がなければできません。そこ



で遺言書の作成方法を簡単に述べておきます。

遺言書の方式には普通方式と特別方式とがあります。普通方式は①自筆証書②公正証書③秘密証書の三通りの方式があり、特別方式は死亡危急等等特殊な場合の遺言の方式です。

まず自筆証書遺言ですが、遺言者がその全文、日付及び氏名の全てを自署し、これに印を押すだけで作成できます。しかしながら訂正削除をする

場合は通常の契約文書の訂正削除よりもその方式が厳しく規定されているので、新たに作成しなおした方が無難です。自筆証書遺言は作成が最も簡単で遺言の存在内容を秘密にしておけますが、滅失、偽造等の危険性があり、又方式が正しくなければ無効になる恐れもあります。又遺言の執行には家庭裁判所の検認手続を必要とします。

次に公正証書遺言ですが、証人二人と共に公証人役場に行き、遺言の内容を公証人に口授して公正証書を作成します。公正証書遺言は確実であり検認手続も不要であるが、持参しなければならない書類が多く、遺言の存在や内容も秘密にできないという短所があります。

秘密証書遺言は、遺言を書いた書面に自署押印し、その同じ印鑑で封印し、証人二人と共に公証人役場に行き封紙を作成します。秘密証書遺言も執行には検認手続が必要です。

民法利用の相続税対策の二番目として養子縁組がありますが、養子縁組の場合の節税効果は大きい為、相当多くの人利用しているようです。手続は非常に簡単で市町村役場に養子縁組届を提出して受理されればそれで完了です。しかしながら養子となる者が未成年者である場合には家庭裁判所の許可を得なければなりません。但しこの場合自己又は配偶者の直系卑属（孫、配偶者の連れ子、夫が認知した子等）を養子とする場合は許可は必要ありません。又養子縁組は、養親及び養子共に、配偶者がある場合は配偶者ともしなければ縁組をすることができません。このようにして成立した養子縁組を解消する場合は、離縁届を出すこととなります。しかしながら養子は実子と全く同じ権利義務を持つようになる為、相続や離縁等においてトラブルが生じることがないように、十分に注意を払って縁組をするように心掛けて下さい。

## II 負担付贈与

### 1. 民法と税法

負担付贈与の意義は、民法553条に規定されており、通常の贈与契約をなすと同時に、贈与者が受贈者に対して一定の給付義務を附加する贈与契約である。そして、受贈者に対して負担を附加する行為は、一種の附款付法律行為であり、負担といえども法律行為に附随する別個独立の約款ではなくして、贈与者の贈与の意思表示と統一的・一

体的内容をなすものにほかならない。この意味において、負担付贈与は民法が定める13種類の典型契約でないとしても、なお片務かつ無償の契約といえる。つまり、負担の附加により受贈者は一定の給付義務を負担するに至るけれども、それは贈与に伴う主たる債務に対して対価的意味を有するものではない。民法上からの負担付贈与の意義は上記のとおりであるが、税法上においては、別段規定されていない。従って、税法上においても民法の規定、意義を借用するのか、又は別個の意義が存在するのかの検討が、負担付贈与を考える上で重要である。

そこで、最近の判例を引用し、税法上の見解を検討した。判例においては、所得税法59条、60条の検討がポイントとなるが、税法上の一見解として、「負担付贈与」の性質、本質の解釈と、「負担」の性格そのものの解釈は別であり、「負担」の性格は、「負担」が贈与者の給付に対し、対価性、有償性を有し、あるいは「負担」と贈与者の給付との間に依存関係ないし因果関係が存すると考えられる。従って、負担付贈与における受贈者の「負担」は贈与者の給付に対する対価であると解され、少なくとも「負担」は「負担付贈与契約」によるものと解されるのではないだろう。

この様に、税法上の「負担」の性格と「負担付贈与」の性格とを別個に考えるならば、判例通りの結論になると思われるが、引用の判例は、最高裁に上告中のものであり、確定した判例ではないので、今後の研究課題の一つと言える。

### 2. 負担付贈与の課税関係について

#### イ) 受贈者に対する課税

個人が受贈であった場合は、贈与税が課せられるが、その贈与税の課税価格は、負担がないものとした場合における当該贈与財産の価額から、当該負担額を控除した価額によるものとされている。

法人が受贈者の場合は、当該贈与財産の市場時価と負担額との差額が受贈益として益金算入される。

#### ロ) 贈与者に対する課税

通常の贈与の場合は、贈与者に対しての課税関係は発生しませんが、負担付贈与の場合においては、現在の税務当局の取扱いには、贈与者の債務が消滅するため、消滅した債務について「経済的利益」があったものとして取扱われ、譲渡所得が生

じたものとして所得税が課税されます。

法人に対して、負担付贈与が行われた場合には、譲渡対価の額により譲渡所得の計算上、総収入金額に算入すべき金額は、時価の $\frac{1}{2}$ 以上の対価の額で譲渡が行われた場合には、実際の譲渡対価の額が、又、時価の $\frac{1}{2}$ 未満の対価の額で譲渡が行われた場合には、時価で譲渡があったものとして取扱われます。

### 3. 負担付贈与を受けた資産をその後譲渡した場合の譲渡資産の取得日及取得費

#### イ) 取得時期

原則として譲渡所得の基因となる資産の引渡しがあった日とされていますが、時価の $\frac{1}{2}$ 未満の価額で資産の引渡しがあった場合で、譲渡価額がその資産の取得費等にも満たさないような譲渡損失が生じる場合には引き続き所有していたものとみなされ、前所有者の取得日をもって取得時期とされます。

#### ロ) 取得費

時価の $\frac{1}{2}$ 以上の負担付贈与については、その負担額をもって取得費としますが、時価の $\frac{1}{2}$ 未満の負担付贈与については、その負担額が譲渡者のその資産の取得費等の金額を越えているかどうかにより、次のように扱われます。

##### a) 負担額 $\geq$ 取得費等の場合

その資産の負担額とその資産の取得後に支出した設備費及改良費の合計額が、その資産の取得費になります。

##### b) 負担額 $<$ 取得費等の場合

負担付贈与をした者がその資産を取得するために要した金額と受贈者が負担付贈与を受けた後に、その資産について支出した設備費及び改良費の合計額がその資産の取得費になります。

### 4. その他

以上、負担付贈与の概略を説明した後、負担付贈与を行う上での注意点を例示した。又、負担付贈与の計算を例題形式で行った。そして、質疑の多かったものは、損益通算によるメリットと租税回避行為に関する点であった。この点については、現在の制度においては損益通算を否認する規定は存在しないが、今後、何らかの歯止めが生じてくる可能性がある様に思われる。しかし、負担付贈与に関して、損益通算を利用する事が、本来の目的ではなく、負担付贈与を利用して、相続財産を

次世代にスムーズに承継する事が、本来の目的であり、本質と考えるという結論で終了した。

## Ⅲ 生命保険を利用して

### 1. 生命保険を利用して

生命保険の場合は、相続税対策というよりむしろ、相続そのものの対策として考えるべきである。実際の相続に於いて大切なことは、納税資金であり、その後の運営資金である。その資金調達にあたり生命保険は、容易・安全・高利回りかつ、相続税法における非課税等税制上の優遇もあるので最も、適している様に思える。

### 2. 生命保険の種類

#### (1) 定期保険

イ) 意義…一定の保険期間中に保険事故が発生したときに保険金が支払われる保険である。

ロ) 特徴…保険金に対して保険料が割安で、物価上昇にスライドされるのでインフレ時でも安心である。

ハ) 欠点…一種の掛捨て保険なので満期支払金はなく、高年齢になると保険料が急激に増加する。

#### (2) 終身保険

イ) 意義…定期保険の欠点を補うために生まれた保険で、一生涯保障があり、満期受取金を受取することもできる。

ロ) 特徴…高年齢になっても急激に保険料が増加することはない。

ハ) 欠点…生涯保障するために、保険料が加入当初より高額である。

#### (3) 養老保険

イ) 意義…保障と貯蓄に同程度のウエイトを置いた保険であり、死亡の時は死亡保険金が、満期の場合は満期保険金が支払われる。

ロ) 特徴…保障も貯蓄もあるので相当広範囲の需要に応じられる。

ハ) 欠点…期間が長期になるので急激なインフレ時には保険金が陳腐化する。

### 3. 保険金と保険料

(1) 保険金には被保険者が死亡した時に支払われる死亡保険金と、被保険者が保険期間満了時に生存している時に支払われる満期保険金とがある。

(2)保険料は保険金の額・加入年令・保険期間・性別等によってその額が決まる。そして支払方法は、原則として月払であるが年払による方法も可能であり、どちらの支払方法でも一定期間の前払をすれば保険料が一定の率で割引かれる。

険契約者)と保険金の受取人の関係で、一時所得・贈与税・相続税が課せられる。

(2)保険料に対する課税関係は、贈与税であるが、保険金の場合と異なりその課税時期が問題であり、「無税贈与話法」がいわれているが、慎重に行なうことが大切である。

**4. 生命保険の課税関係**

(1)保険金に対する課税関係は、保険料負担者(保

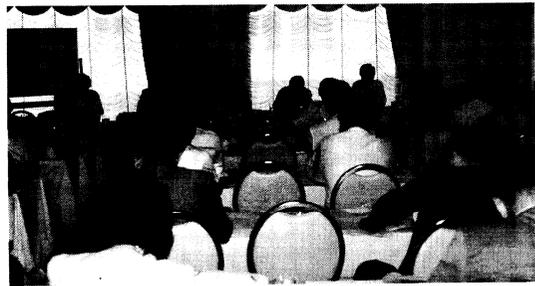
**第 二  
分 科 会**

**MAS業務に役立つシミュレーション  
とマトリックス会計**

東京青年税理士連盟

第二分科会は、定刻どおり12時30分から始まり、会場には約60人分の席が準備されていたが途中から入って来た会員は席がなく立っているような様子だった。

発表者には業務改善委員会から長坂修、細野知久の両会員があたり、総論、各論にわたり約1時間50分の発表の後、質疑応答に入り活発な意見交換がなされた。



**総 論**

ここでは、会計事務所とコンピュータの関係について述べ、コンピュータを単なる「大型ソロバン」から「意志決定の道具」にまで高めることにより、会計事務所の業務の質を飛躍的に高めることができるとしている。その上でこそ我々会計人が永い間切望していた「過去会計から未来会計へ」とその仕事の内容を変えて行くことが可能になるとの趣旨の発表がなされた。

発表者が一方的に話をする方法と違い、会場の参加者の理解を深めるのに役立つ、大好評であった。  
**各論 2**

引き続き、シミュレーションについての発表に入り、まず始めにMAS業務を行う会計事務所の経営姿勢について旧来の会計事務所は「関与先が会計事務所の為にある」のではなく「関与先の為に会計事務所がある」という、ごく当たり前のことを忘れていたとの指摘がされた。

総論の後半では、VANとAI(人工知能)とエキスパートシステムについて上記のようにコンピュータを「意志決定の道具」として活用する為には無視できない事柄なので今後その動向には充分な注意が必要であることが指摘された。

経営者の意思決定に役立つコンピュータの使い方の一つとして、経営計画の策定をコンピュータで行うことが考えられるが、その前提には「実際の経営活動で起こりうるあらゆる場面を想定し、それを数値化できる」いわゆるゼロベースで使えるスタイルのシミュレーションシステムが必要であるとの指摘があり、マトリックス会計システムはその点では、小規模な会社の経営計画には充分使える。しかし、たとえ小規模でも、その売上の構成要素が多品種であったり、多様であったりすると現在のマトリックス会計システムでは、計画の詳細をマトリックス会計表に表現することはその本来の性格から困難であるとされた。

**各論 1**

ここではマトリックス会計とはどんなものかを理解するために、用意された簡単な例題を、レジメに綴じ込みのマトリックス会計表に参加者全員が自分の手で記入をして、マトリックス会計の実践をした。この実践にはOHPを使い長坂会員が例題の期中取引の一つ一つの数字がどのセル(マトリックス会計表の一つの枠)に入るかを説明し、更にマトリックス会計の決算手続きを手順を追って記入、転記をしていった。この方法は、従来の

最後に、「現在使われているシミュレーションシステムの中でも前述のゼロベースの計画を立て

られ、損益計画、資金繰り計画、貸借対照表の3つの側面すべて統合したものがあつた。こうしたシミュレーションシステムの詳細を記述できる良さと、マトリックス会計のもつ全体を見渡せる利点を融合したら、最高のものができあがるのではないだろうか。近い将来そのようなソフトウェアが作られる可能性は充分にあり、社会に広くマトリックス会計のもつ有用性が認識されれば、その日は思ったより早く訪れるかも知れない。」として発表を終えた。

**質疑応答**

発表の後引き続き質疑応答に入ったがその主なものを拾うと次のようなものであつた。

**Q.** 発表者は会計事務所専用機を使っているというがどんなメーカーのものがあるのか？

**A.** 私が使っているのはJ社の55、66という機種だが他にI社、E社、Tセンターの端末などがあり、パソコンではNECの9800シリーズ、富士通の9450系、IBMの5550などがある。

**Q.** 発表者の事務所ではマトリックス会計をどの程度使っているのか？

**A.** 全関与先について、決算時に実績マトリックス会計表を作成し、分析し、経営指導に役立てている。

**Q.** マトリックス会計表で分かることで特にこれは良いと思うものは？

**A.** レジメに書いた、(1)特異な仕訳が表面化すること、(2)仕訳についてマトリックス会計表にどう表現するのが適切かを考えるようになることその他に、まず、一覽性に優れていること。そして、取引の内容が相手勘定科目毎に明確に分かること。たとえば、売掛金の回収状況について、現金、手形、相殺等の額が元帳等の集計をするまでもなくマトリックス会計表に表現されている。次に、全ての勘定科目について前期比較、対売上高比、一人当たり数値などの分析が簡単にできること等が挙げられる。

第 三  
分 科 会

**税 務 署 の 秘 資 料 研 究**

—税務調査の選定基準はこうだ—

**全青税法対策部**

**はじめに**

納税環境の整備から始まった課税庁サイドからの納税者への追求は、最近とみに厳しさを増している。

納税者の代理人たる我々税理士は、納税者サイドに立った祖税法の研究を怠ってはならないのは当然であるが、さらにもう一步踏み込んで、税務当局の姿勢の変化や運営方針等についても調査研究を行なう必要があると考える。幸いにして、税務署内部の秘資料の一部を入手することができたので、昭和61年5月付で全青税は「税務署秘内部資料集」として小冊子を発行した。

今回の分科会においては、会場で追補集の配付を行なうとともに、現在の税務行政の姿勢や運営等についての実態報告や検討を行なった。当日は50名を超える参加者が会場に集まり、この問題に対する関心の深さが伺われた。

**1. 税務行政の姿勢の変化について**

昭和55年4月の税理士法の改悪を出発点として納税環境の整備が着々と進められてきた。税理士

に対しては、①関与先名簿の提出②適正決算・申告の要請からさらには昭和59年7月以降③税理士の関与状況調査表を必ず調査の際作成し、コンピューターに入力し、全国的管理が行なわれている。

昭和57年から59年にかけて、官公署の協力援助規定(例えば所得税法第235条)が設けられ、官公署相互間の情報交換が行なえるようになってきた。

納税者に対しては、業種指導、業種管理を徹底し、各種の法定外のおたずねが乱発され、莫大な量の資料が集められている。

「週刊国税広報」を見れば税務行政の姿勢の変化がはっきり読みとれる。すなわち、以前は「納税道義の高揚」と表現されていたものが昭和60年9月には「納税は市民社会のルール」という表現に改まり、さらには昭和61年2月には国税庁長官が「コンプライアンス」という言葉を使うようになった。(ちなみに、コンプライアンスとは強制された承認・承諾の意。)

「譲渡内容についてのお尋ね兼計算書」の内容

についても次のような変化が見られる。譲渡契約書の有無については、昭和56年度においては記入欄がなかったのに昭和59年には契約書の有無にマルをつける欄が設けられ、昭和60年度には写の添付の有無を問う形に変化している。売却資産の買入代金の領収書等についても、不問→有無の確認→写の添付の確認という風に同様の変化が行なわれている。

課税当局がますます強気の姿勢に出ていることが以上の点から理解できよう。

## 2. 情報の収集と整理及びその活用について

グリーンカード制の施行のために埼玉県朝霞市に国税庁が超大型コンピューターを設置したことは周知の事実である。ところがグリーンカード制が様々な圧力のもとに実質上廃止されてしまった現在、そのコンピューターは各種資料の整理に使われているのである。

国税庁で収集した資料の数は昭和56年度で法定資料3,329万枚、一般資料594万枚、実地資料308万枚、部内資料391万枚、特別(機動官)資料1,493万枚、重要資料9万枚の合計6,124万枚あったと言われている。従来はこの膨大な資料を必らずしも有効に活用できなかったものと思われるが、これからはさらに多い資料でも超大型コンピューターに入力し、税務署員は各税務署に設置された端末機を操作するだけで居ながらにして全国の資料を入手できる態勢が着々と進められている。国税庁では、効率化推進委員会を設け①集中/分散システムの導入②資料情報システムの開発(納税者毎の名寄せ)③オンラインシステムの拡充に躍起となっているのである。

## 3. 税務職員の日常業務(内部事務)について

税務職員の日常業務は資料の整理が中心となっている。我々が特に関心を寄せたのは、「調査情報連絡せん」と「税理士の関与状況調査表」であった。

「調査情報連絡せん」とは、調査の過程において明きらかになった脱税手法等を全国の国税局・税務署に流すための様式である。全国展開されているチェーン店等に威力を発揮する。

「税理士の関与状況調査表」は、税務調査の際に調査官が立会税理士について作成するもので、東京国税局においては昭和59年7月以降、東京国税局以外においては昭和60年7月以降コンピュー

ター入力用の様式に記入されている。税理士の総合管理を目的とするものである。

その他に「機動官」「資料源開発事案連絡せん」についても当日検討された。



## 4. 調査選定について

調査対象を選定するまでの流れについて検討が行なわれた。机上調査の段階でまず全職員が比率分析(形式審理)を行ない、一定の基準に合ったものをピックアップする。次に上司と共に個別審理を行ない、国税庁、国税局の調査方針に沿う納税者を調査対象とするのである。

重点調査業種として国税庁、国税局がそれぞれ特定業種を指定するとともに、各税務署独自の地場産業というべき業種が調査対象にされやすい。

資産税についても調査対象とされやすい申告書について検討された。相続税については、不表現資産の発見に重点が置かれ、相続財産1億円以上の事案については会計検査院の検査対象となることが報告され、注意すべき点として、過年度に譲渡があった場合の資金の流れが指摘された。

譲渡所得については、各税務署ごとに売買実例等をもとにした見込時価が設定され、見込時価の開差が大きい申告書や費用開差が大きい申告書が調査対象になりやすいという報告がなされた。また、最近新聞紙上をにぎわせた保証債務の履行をよそおった脱税事例も話題に上がった。

法人税については、国税庁の調査選定基準の内容が報告され、24項目の基準についての検討が行なわれた。法人税における具体的選定の方法としては、税歴表や業種別法人管理簿で税務職員が仮判定を行ない、端末機を使って法人調査表をアウトプットし、統括官の判定をあおいで調査対象を選定し、調査理由を追加記入するという流れの説明が行なわれた。

法人調査表のアウトプット基準はADP(国税庁独特の表現)による選定と署指定に区分され、

A D Pの選定は形式選定と分析選定に分かれ、さらに、法人の質的区分（優良グループ法人、特定グループ法人、調査グループ法人）により細かく基準が定められている。

#### 5. 実地調査について

継続管理法人に対する「特別調査」「準特調査」等の実地調査の種類、性格、目的が報告・検討された。

#### 6. 適正手続から見た総論

税理士の関与状況調査表のコンピューター入力による行政権の税理士業務への介入の問題、大口資産家カードのコンピューター入力によるプライバシー侵害の問題、事前通知や調査理由の開示の問題等が納税者の代理人たる税理士の立場から批判、検討が加えられた。

#### おわりに

高度情報化社会の波は税務行政にも例外とはな

らず到来している。課税庁はA D P（コンピューター）をたくみに事務処理の中に取り込み、省力化、効率化を推進しようとしている。その手続・方法が正しい調査対象を選定するものであれば良いが、入力データそのものに間違いがあったり、納税者と税理士のプライバシーを侵害するものであったりしてはならないはずである。

課税庁は税理士会の内部や業務については、知ろうと思えばいくらでもデータを集められる状態にある。納税者の代理人たる税理士としては、逆に税務署内部における組織や事務処理の体系を把握しておかなければ課税庁に充分な対抗をすることが困難であると考えられる。

全青税法対策部の大きな課題の一つは、今回のシンポジウムを出発点に、税務行政内部のさらに深い研究・検討・批判を継続的にこなうことであると考えている。 (文責：長谷部)

## 第 四 分 科 会

## 商法改正 “模擬税務法廷”

### 全青税商法対策委員会

#### 〔はじめに〕

「商法改正・寸劇“模擬税務法廷”」は、7月27日横浜大会シンポジウムの第4分科会のテーマとして、ホリディ・イン横浜で行なわれた。今回の寸劇「模擬税務法廷」は、さる5月10日東京税理士会館で行なわれた全青税主催寸劇「恐怖の税務調査」の続編である。当日は、梓沢和幸・木島昇一郎両弁護士にも熟演していただき、臨場感ある法廷場面を青税会員に紹介することができたと思う。(尚、前回の寸劇「恐怖の税務調査」の内容は、第73号に掲載してあります。)

#### 〔出演者〕

ではここで、前回と同様当日の出演者を紹介することにする。

原告 (株)マスダ (出演者はいません。)

原告訴訟代理人弁護士 梓沢和幸 (弁護士・青年法律家協会)

原告特別弁護士 国岡清 (近畿青税)

被告 小野浩道 (東京青税会長)

被告指定代理人弁護士 木島昇一郎 (弁護士)

証人 (小野事務所元事務員) 白坂博行 (東京青税)

証人 (株)齊藤建設専務 齊藤克彦 (東京青税)  
裁判官 小池幸造 (東京青税)

廷吏 岩田俊一 (東京青税)

司会 増田恵一 (東京青税)

黒子 小沢岳彦 (全国青税会長)

#### 〔開廷前の小野税理士事務所〕

開廷日は昭和69年7月27日で、商法が昭和63年に改正されたと想定しその施行後約6年が経過している。

商法改正前の昭和61年当時の小野税理士事務所の法人関与先は約100件あったが、商法改正後の昭和67年までには、約50件の関与先法人が個人へ組織変更され、その殆んどが青申会や商工会へ行って顧問契約が解除されてしまった。さらに超優良法人の5件も監査法人へ行ってしまった。唯一「会計調査人調査」を行っていた(株)齊藤建設も本年5月の税務調査後一方的に顧問契約を解除されてしまったのである。

さらにただひとりの事務所職員の白坂さんも昇給もなく低迷状態の小野税理士事務所に見切りを付けて、本年5月31日に退職してしまったのである。

## 〔開廷前の(株)斉藤建設〕

(株)斉藤建設は、昭和62年11月4日資本金500万円で設立され、昭和66年9月30日に資本金が2000万円となり最低資本金をクリアし、その後昭和67年10月1日に資本金が3000万円となった。従って昭和67年10月1日から昭和68年9月30日の第6期に初めて小野税理士に「会計調査人調査」を依頼したのである。この初めて「会計調査人調査」を依頼した第6期について本年5月10日に税務調査があり、小野税理士の税務の代理人という立場と会計調査人という立場のあいまいな態度に業をにやした斉藤社長が顧問契約を解除したのである。(株)斉藤建設は、代表取締役斉藤俊介、専務取締役斉藤克彦の兄弟で役員を構成しており、監査役はおいていないのである。

その後(株)斉藤建設は、昭和69年5月20日に1回目の不渡りを出し5月25日に2回目の不渡りを出してしまったのである。

## 〔訴状の陳述まで〕

裁判官が入廷してきた。廷吏が「起立」というと、全員が立ち裁判官が席の前に立つと一同礼をした。廷吏が「事件番号昭和69年ワ〇〇〇〇号損害賠償請求事件原告株式会社マダ被告小野浩道」と読み上げた。いよいよ開廷である。

まず原告の訴状の陳述からはじまった。ここではこの劇の内容を知る為にも訴状の内容について簡単に報告することにする。



## 一、請求の趣旨

(一)被告は、訴外(株)斉藤建設の第6期の会計調査報告書を会計専門家として相当の注意義務を負って作成する責任があった。

しかしながら、被告は故意又は重大な過失によって、会計調査報告書に「会計帳簿並びに貸借対照表及び損益計算書が、一応正しく作成されているものと認める」と記載した。

原告はこの記載を信じ、右訴外会社に建築資材を納入したが、同会社が支払不能となったために、代金の金壱千萬元の債権が未回収となって損害を被った。

よって被告は原告の被った金壱千萬元の損害金を支払うとともに、支払手形期日から支払済みの日まで年六分の割合による金員を支払うよう請求する。

(二)訴訟費用を被告の負担とする。

との判決及び、第一項につき仮執行の宣言を求める。

## 二、請求の原因

## (一)事実の経過

①被告は、右訴外会社の第6期事業年度にかかる会計調査人として、商法に基づく会計調査を行い、会計調査報告書を作成している。

②右会計調査報告書には、「会計調査基準に準拠し、通常実施すべき調査を実施した。」こと及び、「会計帳簿並びに貸借対照表及び損益計算書が、正しく作成されているものと認める。」との記載がある。

③原告は昭和68年12月10日頃、訴外会社から建築資材納入の依頼があった。

④原告は、法務局において、訴外会社の貸借対照表及び損益計算書、並びに会計調査報告書を入手し、当該決算書類等は正当であると推察し、建築資材を昭和69年1月16日に納入した。

⑤代金の金額、金壱千萬元は、昭和69年2月25日に訴外会社振出しの約束手形(支払期日 昭和69年5月25日 額面金額壱千萬元)壱通を受領した。

⑥右約束手形は、手形期日の5月25日に訴外会社の手形交換所取引停止処分につき、不渡りとなった。

⑦原告は、右約束手形が不渡りと判明して、ただちに訴外会社に、代金の請求をしたが、同社からの支払いはない。

## (二)被告の故意又は重大な過失

①被告は、訴外会社の顧問税理士として、会計事務の相談及び会計帳簿の作成代行をしており、当該会社の実態を知りうる立場にあった。また、当該会社の貸借対照表及び損益計算書等の作成にも深く関与しており、当該書類が会社の実質的状况を正しく表示していないことを十分に承知のう

えで、故意に会計調査報告書に「会計帳簿並びに貸借対照表及び損益計算書が、正しく作成されているものと認める。」と記載している。

②もし仮に、故意によって虚偽の会計調査報告書を作成しなかったとしても、会計調査人という会計専門家として相当の注意をもって、会計調査を行っていれば、当然に期末たな卸資産の計算違いや、取立不能の売掛債権の存在並びに融通手形の交換をなしている実態が判明し、会計調査報告書に、その旨を記載すべきであったにもかかわらず、被告の重大な過失によってこれを記載しなかった。

訴外会社が破綻に至った原因は、昭和69年5月20日決済日の各手形が不渡りになったことに起因する。

原告は、被告の右調査報告書に基づいて取引関係に入ったのであるが、被告の前記虚偽の調査報告書が存しなければかかる訴外会社との間で取引に入らなかったことは明白である。

したがって、原告の蒙った前記損害は、被告の右不実の報告により惹起せられたものであることは明らかであり、被告に右損害を賠償すべき義務の存することは論をまたない。

以上が訴状の簡単な内容であるが、この訴状を作成したのが小沢さんである。

#### [答弁書の陳述から人証まで]

訴状の陳述に対して被告側から答弁書の陳述があった。まず(1)たな卸表の小計欄の金額についての桁違いによる計算ミスは、たしかに450万円をミスにより過大計上してしまったが、損害賠償請求をされるほどのものではない。(2)取立不能である(株)菅原商店に対する売掛債権1350万円については、日本調査士会連合会が作成した「会計調査人調査取扱要綱」に準拠して、売掛金残高100万円以上の相手先に債権確認書を発送し、そのうち60%が戻ってきたのだから一応の確からしさを得たので良いと思った。(3)(株)田中工務店との間で取り交わされた融通手形600万円については、まさかこの会社が融通手形を取り交わしているとは思わなかった。以上が答弁書陳述の内容である。

次に原告の立証として書証の提出があり、甲1号証会計調査報告書、甲2号証決算書、甲4号証たな卸表については、被告もその成立を認めたが、甲3号証不渡手形については、被告は手形の一枚一

枚を見て確認していないので不知とした。

次に原告側の人証として、白坂博行元小野税理士事務所職員、(株)斉藤建設取締役斉藤克彦、被告小野浩道税理士本人の3名、被告側から被告小野浩道税理士本人の人証の申し立てがあり採用された。

#### [証人尋問]

##### (1)白坂証人

いよいよ原告主尋問の初まりである。白坂さんは、何でいまさらやめた会計事務所の裁判に出なくてはいけないのかという気持ちと初めての法廷で多少緊張きみである。原告は、白坂証人に対して、たな卸表の計算誤りはそれを知りつつ小野税理士に報告したのではないか。小野税理士はその報告を受けたにもかかわらずそれで良いとしてその計算誤りを故意に認めたのではないか。仮に専門家として「計算誤り」を発見できなかったとすれば、これは重大な過失で相当注意義務の違反ではないのか、と尋問してきた。これに対し白坂さんは、安い給料で膨大な労働力なので特に注意して検算をした訳でもないし、小野税理士があとで確認してくれるのだから気楽にやったと述べている。これに対し被告反対尋問は、会社が作成したたな卸表なので、基本的に正しいという前提があるから「計算誤り」を発見できなかったのは単なる過失ではないのかと聞いている。

##### (2)斉藤証人

次に斉藤専務に対して原告主尋問が行なわれた。たな卸表の計算違い、不良債権の計上、融通手形について、小野税理士は本当は知っていて、会社にたのまれて故意に見のがしたのではないのか、仮にそれが発見できなかったのは重大な過失があったのではないかと尋問してきた。これに対し斉藤専務は、たな卸表の計算については会社が行ったが結局は小野税理士にまかせている。(株)菅原商店に対する売掛債権については取り立ては無理だろうと思っていたが小野税理士より特に聞かれなかったのもそのまま計上した。融通手形についても小野税理士から聞かれていないので話していないと答えた。

##### (3)被告本人尋問

最後に被告小野税理士に対する尋問である。まずたな卸表の計算ミスについて意図的に見逃がしていたのではないかと、又過失だとしたらあまりに

も単純な間違いで専門家としての能力を疑うとともに注意義務違反であるとした。(株)菅原商店に対する不良債権について、会社の依頼により故意に計上したのではないかと、仮に故意ではなくても第5期・第6期と同金額の債権があり、しかも第6期中はその相手先との取引が無いにもかかわらずこれが計上されていることは、専門家であるなら当然不審に思わなくては行けないのではないのか。融通手形についても同趣旨の原告主尋問が行なわれた。

これに対する被告本人の被告主尋問が行なわれた。報酬が20万円で低額であり、十分な日時(2~3日程度)がかけられずその範囲で調査基準どおりの手続をしたのであるからやむを得ず、注意義務違反は無いのではないかとした。

〔おわりに〕

今回の寸劇は、特に結論を出さず、最終弁論の後、当日出席した会員とディスカッションを行なった。

特に今回出演していただいた梓沢、木島両弁護士に質問が集中し、この程度のことで税理士が訴えられるのかとか弁護士報酬はいくら支払えばいいのか等の質問もあった。さらに何とか小野税理

士を助けて下さいとの嘆願の声も挙がった。

いずれにしろ第三次商法「改正」施行となると私達税理士に対する民事上の損害賠償請求が頻繁に行なわれるのではないかと予想される。今回の模擬法廷を行うことにより、青税会員もより身近にその危機感を味わったのではないだろうか。

第一回の寸劇「恐怖の税務調査」と今回の寸劇「模擬法廷」を終了して一同胸をなでおろしているところである。今回の寸劇も前回の寸劇同様リハーサルがわずかに二回と当日の打ち合わせがあっただけである。無事劇が終了できたのも梓沢、木島両弁護士の迫力ある演技に負うところ大であり、手弁当で心よく出演を引き受けてくれたおふたりに紙面を通じて謝意を表します。

「商法・有限会社法改正試案」に対する意見書を全国青年税理士連盟は、すでにこの大会でとりまとめている。その内容は、中小会社を切り捨てその規制を強化し、また税理制度を崩壊させる試案については反対の立場をとっている。

青税としてはさらに理論構築をすすめるとともに、反対運動の段階へ入ったのではないだろうか。

(文責・岩田)



明日は我が身か!  
会計調査人に対する  
損害賠償請求

裁判官に扮する  
小池商対委員長



## ■全青小史■

## 商法に明け

## 商法に暮れる

荻野弘康



わたしが四代目の全青税会長に選任されたのは昭和48年7月12日の箱根大会であった。

もうこんなに月日が流れたのかと驚く。「全青税十年のあゆみ」をとり出して当時の会報を読んでみると第一次商法改正運動、婦税連との欧州視察(税理士・中小企業問題)のこ、税理士会役員選挙のこ等々がきのうのこのように記憶が蘇がえってくる。もともと会長などという資質のないものが努めることとなったのだから大変だった。あれやこれや考えているうちに9月に入り、体重があつという間に6Kも減ってしまった。このままでは死んでしまうともしばしば思った。「人事を尽して天命を待つ」とふと思った。考えてみればひとりでやっているわけでもないし、チームメートも多く、くよくよすることもない。一生懸命やるだけだノと考えるととても気が楽になり、以後、余り余計なことを考えないようにした。

第一次商法改正は、木村・添田連合会長の時代で、日税連常務会(於・東京駅ステーションホテルS48. 7. 3)に於いて木村連合会長は「自民党の法務部会に呼ばれて税理士会は反対運動を収束しないか、そうすれば資本金基準を3億円に引上げてやるといわれ、わたしが承知しましたという、法務部会の先生から税理士会はまとまりが悪いが本当に大丈夫なのかと念を押されました。そこでわたしは(木村清孝は男でござる)と胸を張って収束の約束をしたのであります」と報告した。さて、これからが青税の戦いである。継続性の原則を後退させ(正当な理由の削除)、引当金の設定の自由化、任意化に道を開くなど粉飾決算を合法化させる制度改悪の犠牲に中小企業や税理士が巻き添えになる必要性はさらさらない。日税連が運動を収束した以上、別の運動方法を考える以外にない。丁度、東京の会長で添田氏に僅差で破れ浪人中の波多野重雄氏(現八王子市長)をかつぎ出し、専税、青税、婦税その他の有志が結束し「商法改正反対国民会議」(議長・波多野重雄氏)を結成し、反対運動をやっていくこととなり、慎

重審議のうえ、全青税は組織参加した。この運動は強烈であった。カラスの鳴かない日はあっても、国民会議のメンバーが国会で陳情しない日はなかった。法務委員会は必ず傍聴し、その日のうちに明日の対策を樹てるという具合で、国会議員はもとより議員秘書とも親しくなり、何かと便宜を計って貰った。粉飾決算の合法化を野党委員に問い詰められて、政府委員が絶句したシーンは今も記憶にのこる名場面である。青税は勝ったのだ。昭48. 9. 25参議院の最終日「商法改正案は廃案」との情報が午前中に記者クラブを駆けめぐるところが廃案寸前の法案を日税連は必死になって「継続審査を訴えた」(昭48. 9. 26日経)のである。

国民会議の中にパンフ小委員会をつくり法案問題の平易化をイラスト入りで図る。「改悪商法を斬る!」は、第一次商法改正反対運動が生んだ傑作である。廃案寸前に追い込まれた法務省は、大幅な修正を余儀なくされ、資本金基準が3億円から10億円に引上げられ、子会社立入り権の制限、企業会計原則修正案の見直しの約束などをしたうえ、ようやく昭49・3に成立した。

法案成立後の日税連添田会長と全青税とのインタビューで「法案修正は全青税の力」といわしめた。全力を出しきった悔いのない運動であったと思う。

昭和50年5月に行われた東京税理士会役員選挙で商法改正反対国民会議議長の波多野重雄氏が、商法改悪を推進した添田連合会長に勝ち、東京税理士会は4年間の空白を埋めて青税の影響力の強い民主派が政権を担当することとなり、この流れは服部会長に引継がれ今日に至っている。

東京青税会長の平山玲晷君を先頭に青税会員が東京会の民主化のために東京中を駆けめぐった。

全青税の組織強化では、とくに個人会員の方との意思疎通を心掛け、全国の会員ひとりひとりに電話をかけ、全青税活動を周知するとともに、各地域の問題などを話し合った。日本中をたび歩いて多くの友人、知己も得た。先日は名青税の奥田普士会員から武山和正君の訃報に接し、とてもかなしい。

昭49・5の「欧州税理士制度視察団」の視察レポートは、今でも役に立つヒット曲である。

税理士界の本流である青税精神、理想の灯をいつまでも燃やしつづけたいものである。

# '86 ヨコハマ大会に参加して



## 会員増加の

### 必要を痛感

岡山 間 嶋 昌 俊

直接、横浜まで行ける新幹線に乗りながら、なぜか、名古屋で途中下車して、一路横浜に向かう。

ホリディ・イン横浜・数十階建のホテルかと想像していたが、岡山地方並のホテル。三階以上の各階に行くのに、エレベーターしか利用できず、一瞬火災の時、どのように、避難したらいいのかと、不安に思いつつ、部屋へ。しかし、中は以外に、広々として、快適であった。

総会に先だつ分科会は、すべて、興味を引かれる内容であったが、全部の会という訳にもいかず、第一分科会「生前相続税対策の会」に参加した。

特に、負担付贈与に、気が引かれた。しかし、具体的事例も、少なく、又「理論と実践とが結びつくかどうかと思われる」と聞かされた時、「あれっ」と心の中で、呟く。しかし、私と同世代の仲間であり、当然私も、一度も実行した事のない事例でありますから、無理ないのでしょうか。そして総会、椅子の割には、空席が、目に付く。ただ一人ごととして、全青税の会員数は、2千数百人程と聞かされたとき、全国税理士の登録数が6万台を突破しようとする中、余りにも、少ない会員数。全青税有資者は、もっと多い筈なのに、何故か、会員が増加しない。全青税に魅力が乏しいのであろうか。このような状況下では、この大会の特別宣言案も、前途多難な気がした。

終りに

暑い中、大会役員並びに神奈川青税会員の方々にお世話になりました。有り難うございました。



## 人・人・人、車・車・車

### も、また楽しみ!

神奈川 山 重 はるみ

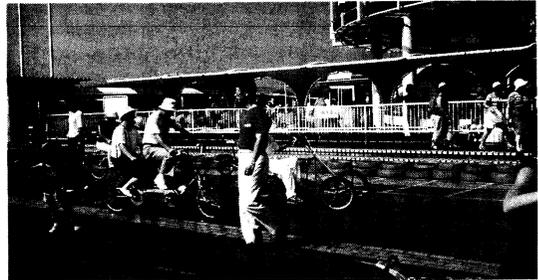
#### 市内観光の記

梅雨空もあけ、絶好の行楽日和となった日曜のお昼すぎ、全国の青税会員の方々が、ホテルのロビーへと集合して来られました。当日の市内観光は、当初バス1台の予定でしたが、2台となり大勢の家族、会員を乗せ、横浜の町へ出発しました。

日曜日と久し振りの晴天、夏休みが重なったので、市内は行楽客であふれんばかりの状態でした。予定の時間を総べてクリア出来ず、マリンタワーは駆けて登り、隙間だらけの階段をこわごわ駆け下りてくる始末。暑さと日頃の運動不足で、お疲れ様でした。また、2時には『赤いくつ号』が出航するので「急いで下さい。」との幹事さんの声に、全員なんとか間に合いました。船内も、これもまた混雑していて、私達は最後に乗ったので、すわる席もなく、このまま1時間立ったままかと思うと……。なんとか甲板に出て遠く浮かぶ貨物船

の群れを見たり、潮騒にほっと一息。風の中の自分との一時の会話も束の間、『赤いくつ号』は氷川丸の横に着岸されていました。

山下公園は人人人でごった返し、バスが待っている場所も臨時の路上駐車。あまりの人混みの為2号車では1グループが行方不明になってしまいました。添乗員の方、ガイドさんが山下公園と船着場等々、を捜すこと10分~20分。しかたがないので、出発しようとする、そこへ添乗員さんに「ここにこしながら飛んで来て「見つかりました。」これで全員集合、ほん当に良かったと胸をなでおろしました。その後も車の渋滞は続き、バスはビクとも動きません。残念でしたが、港の見える丘公園・外人墓地・山手住宅街は車の中から見学し



お父さん、おつかれさま。

ました。

元町の入口でバスを降り、ちょっと洒落た気分でお買物。やっぱり歩くのが一番です。今日の横浜は車の渋滞と、人の洪水。あわただしい市内観光でありました。次の機会には、横浜の港町をたっぷり時間をかけて歩いて廻りたいものです。皆様おつかれ様でした。

### 伊豆バス旅行の記

大会も無事終了し、前夜のナイトツアー等で寝不足の大人と対照的に、子供達は元気いっぱいロビーを駆け回っていました。

9時、バス2台で74名のゆったりしたバス旅行の始まりです。月曜日というのに夏休みに入り、天気も素晴らしく晴れ上がり、東名高速迄の長いこと。



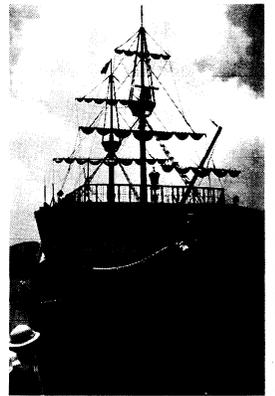
神奈川の花火師！

予定を1時間すぎたの昼食は、流れそうめん。竹ざおを流れ落ちてくるのかと思ったら、テーブルの中をぐるぐる回るそうめん。まあまあ……。

次はサイクルスポーツセンターへ。5Kコースに挑戦した人はいなかったようです。なにしろこの日は、一番の暑さだったそうですから。私達は流れるプールでひと遊び、やっぱり夏は水泳がいいですね。

宿泊先は伊豆エメラルドタウンです。先発の道

案内で各自の宿泊するペンション（カビくさかったですね）に入り、夕食までの一時を過ごしました。夕食はバイキング、炭焼きの魚・鳥・野菜と色々なものを焼いているうちに、お腹は一杯になってしまい、大分あまったみたいです。外で食べるのは健康的でいいですね。



海賊船パイオニア

長谷川さんの司会と菅原さんのギター演奏で、しばし余興を楽しみました。それからキャンプファイヤー。点火は代表幹事の奥様で、なかなか絵になっていました。キャンプファイヤーを囲んでの歌は、跡切れ跡切れになってしまい、ちょっと寂しかったようです。それから最後の花火大会。「神奈川県の生んだ今世紀最大の花火師」が仕掛けたナイアガラは素晴らしく、大人も小人も興奮し、楽しく見入りました。虫のなき声で眠り、鳥のさえずりで目を覚し。ああ……なんと人間的。

今日は箱根へ、湖上の海賊船にも乗りました。彫刻の森美術館（ピカソ館まで行きました）では90分コースに挑戦しました。高くそびえるスタンドグラスの塔にも登って汗だくでした。

帰りの車中では、旅行の思い出話に花が咲き「青税の旅行は子供達の事も、家族の事も色々気を使って下さるので、安心して参加できますね。また来年もきつとご一緒しましょうね。」と約束を交わし、和やかに別れました。

本当に楽しい旅行でした。幹事さん、お世話になった皆様どうも有難うございました。

### ▷編集後記◁

○75号をお届けします。

○「第三次商法改正」「税制改革」に全力投球できる人と小沢会長が再任されました。全青小史の第四代会長荻野弘康氏のテーマ「商法に明け、商法に暮れる」に「税制改革」が加わり、目のまわるような忙がしい一年になりそうです。

○ヨコハマ大会で承認された新規約を掲載したことなどにより、従来のシリーズ「会員のひろば」

を縮小しました。次号には全国各地の会員の意見を多く紹介したく思っています。

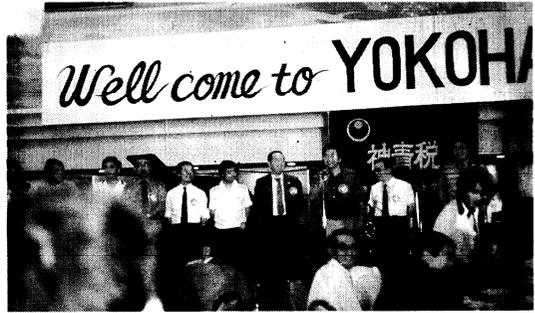
○秋季シンポジウムが岡山で開催されます。グレードの高い有意義な研究発表を期待しましょう。

○ヨコハマ大会懇親会では、近畿青税会員（男性）扮する京名物大原女、及び組体操、ミニライトによる大文字焼が披露され、20回大会をPR、ただし当日まで小道具の調達に走りまわったとか。ごくろうさまでした。

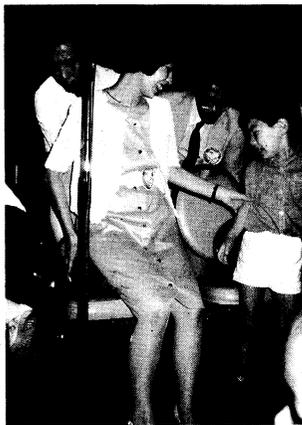
# ヨコハマ大会スナップ集



ステキな笑顔ですね。



単位会の会長のメンメン。



お母さん、われないよ。



ウーン、ガンバルゾー。



ジャズセッション・ヨコハマ。



よく食べるな——。



お味はいかが？



大原女もかけつけました。



来年は京都へおこしやす。